

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年1月28日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

南部水再生センター汚泥かき寄せ機等緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

磯子区新磯子町39番地

3 契約日

令和元年10月17日

4 履行日又は履行期間

令和元年10月17日から令和2年1月30日まで

5 契約金額

¥15,070,000.-（うち消費税及び地方消費税額 ¥1,370,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

南部工業株式会社 代表取締役 三浦 猛
横浜市中区本牧間門46-11

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、台風19号により、汚泥かき寄せ機等が破損したもので、このままでは正常な下水処理が出来ず、市民生活に多大な影響を及ぼすため、緊急に修理する必要性がありました。

8 契約の相手方の選定理由

一般社団法人横浜管機設備協会に「横浜市下水道施設(小型機器・配管類)に関する災害時の応急措置工事の協力に関する協定」に基づき協力要請を行い、本工事を緊急に施工できる体制を有していると選定された、当協会員である南部工業株式会社と随意契約を行いました。

9 所管課

環境創造局 下水道施設部 南部水再生センター